

春日井市市民コーナー設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市市民コーナー（以下「市民コーナー」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 高蔵寺ニュータウンプロモーションに資する資料等の展示及びにぎわい創出に寄与する活動を行うため、春日井市高蔵寺町北3丁目14番5外2筆東海旅客鉄道株式会社高蔵寺駅構内に市民コーナーを設置する。

(管理及び運営)

第3条 市民コーナーの管理及び運営は、まちづくり推進部ニュータウン創生課において行う。

(開設時間)

第4条 市民コーナーの開設時間は、午前7時から午後8時までとする。ただし市長が特に必要があると認めるときには、これを変更することがある。

(入場の制限等)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民コーナーへの入場を制限し、若しくは中止し、又は市民コーナーを閉鎖することがある。

- (1) 市民コーナーの入場者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき
- (2) 管理上支障があると認めるとき
- (3) その他市長が適当でないと認めるとき

(損害賠償)

第6条 市民コーナーの入場者が故意又は過失により市民コーナーの設備、展示物等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、市民コーナーの管理及び運営に関し、必

要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。